明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○電波法施行規則の一部を改正する省令（**総務**六七）　一
○米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産**四八）　二

〔告　示〕

○平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の附属書の修正に関する書簡の交換に関する件（**外務**二〇四）　二
○宇宙の状況の監視に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二〇五）　三
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（**厚生労働**一九六）
○土地改良法施行規則第三十八条の二等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**農林水産**一九三六）
○保安林の指定を解除する件（**同**一九三七）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一九三八～一九四六）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**六二五）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**六二六）
○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**環境**六一）　七
○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**同**六二）　四
○道路に関する件（**関東地方整備局**二九六～三〇〇）　八
○道路に関する件（**四国地方整備局**六一、六二）
○都市公園の供用を開始する件（**九州地方整備局**一一六）
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**同**一一七）　九
○登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（**同**一一八）
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**同**一一九）
○登録住宅性能評価機関の変更届出の件（**沖縄総合事務局**三三）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

復興庁　一二

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

官庁事項　二

貸金業法第二十四条の四十一の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　二

〔資　料〕

閣議決定等事項　二

〔公　告〕

諸事項

**官庁**

有権者申出方、特定保険募集人の所在の確知等関係　二

**裁判所**

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

**会社その他**　三

## 省　令

**○総務省令第六十七号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十八条第一項ただし書の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十三日

総務大臣　新藤　義孝

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の四中「第十八条ただし書」を「第十八条第一項ただし書」に改める。

別表第二号第二項(2)を次のように改める。

(2)　航空機局の無線設備の機器であつて、検定合格機器たるものの取替えの工事（同一型式によるものに限る。）

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○農林水産省令第四十八号**

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第七条の二の規定に基づき、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条各号を次のように改める。

一　作付制限区域米穀（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示に従い都道府県知事が特定の年産に係る稲の作付けを控えるよう要請した場合における当該要請に係る区域内において生産された当該特定の年産の米穀をいう。次条において同じ。）